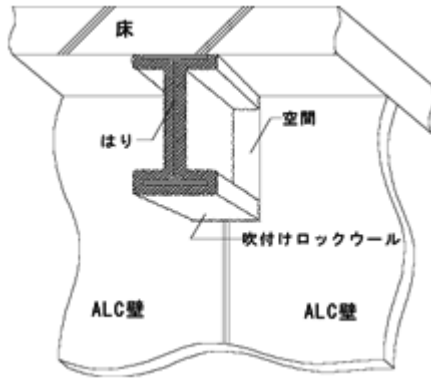




7. 認定、法規上に関する事項

Q7-1：直吹きの場合、下図のような防火区画の"スキマ"は法規上どう扱うのですか？

A：下図のような空間部は、法規上壁と同等とみなし、同一の壁材で埋める必要があります。



Q7-2：ALC 壁パネルとの合成耐火被覆構造に、外国製品の ALC 板を使用してもよいのですか？

A：ALC 壁パネル・吹付けロックウール合成被覆構造については、ALC パネルの基本的仕様は次の通りとなります。
これらの項目を満足すれば使用することができます。

<品質>

パネルの品質は JIS A 5416[軽量気泡コンクリートパネル(ALC パネル)]に適合するものとします。

<補強材>

JIS G 3101(一般構造用圧延鋼材)、JIS G 3532(鉄線)に規定されたもの又は同等以上の品質をもつものとします。

<寸法および断面形状>

厚さ 75mm 以上(許容差±2mm)、長さ 6000mm 以下(許容差±5mm)

<性能>

密度 450kg/m³ を超えて 550kg/m³、圧縮強度 3.0N/mm² 以上、熱抵抗値 5.3tm²K/W 以上
(t：パネル厚さ mm)

Q7-3：FL から梁の下端までが 4m 以上ある場合、梁の耐火被覆は必要ないのですか？

また、その法律条文を教えてください。

A：建設省告示第 1399 号(耐火構造の構造方法を定める件)第 4 条三項二「床面から梁の下端までの高さが 4m 以上の鉄骨造の小屋組で、その直下に天井がないもの又は直下に不燃材料又は準不燃材料で作られた天井があるもの」とあり、1 時間耐火の場合に限り梁の耐火被覆は必要なくなります。

Q7-4：旧法下では「指定耐火構造」となっていたのですが、新法では何故「認定耐火構造」になったのですか？

A：新法で言う「認定耐火構造」とは、耐火性を評価された構造を認定したものであり、その施工過程を指定したものではありませんので、認定という表現が使われています。